

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(3)「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病 再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病 慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病 肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病 白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病 悪性新生物など | 白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病 糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病 肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病 くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病 変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病 高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病 胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |

【提案先省庁：厚生労働省】

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3)「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

現 状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながることで、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

課 題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。